

熊本県立高等学校教育課程編成の基本方針について

このことについて、別紙のとおり定めることとする。

(提案理由)

平成30年（2018年）3月に告示された高等学校学習指導要領が令和4年（2022年）4月から実施されることに伴い、これに対応した新たな熊本県立高等学校教育課程編成の基本方針を定める必要があるため。

参考：関係法令条項

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（H20.4.1施行）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（11）教育課程の基本方針

熊本県立高等学校教育課程編成の基本方針（案）

基本方針

各学校において教育課程を編成するに当たっては、関係法令及び高等学校学習指導要領（平成30年3月30日文部科学省告示第68号。以下「学習指導要領」という。）に基づき、熊本県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が示す教育理念や教育方針などを踏まえながら、生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体や各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を明確にすることや、各学校の教育目標を設定することが前提となる。その上で、それらを実現するために必要な各教科・科目等の教育の内容を、教科等横断的な視点をもちつつ、各教科・科目等の相互の関連を図りながら組織することとなる。

また、各教科・科目及び総合的な探究の時間における授業時数の配当に当たっては、学習指導要領及び県教育委員会が定めた基準に基づいて、内容との関連を踏まえつつ、具体的な単位数を配当することとなる。

各学校においては、以上のことと踏まえ、関係法令や学習指導要領及び県教育委員会が定めた基準に従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、学校として統一のある特色をもった教育課程を編成することとする。

第1款 教育課程の編成における共通的事項

1 各教科・科目及び単位数等

（1）卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる各教科・科目及びその単位数、総合的な探究の時間の単位数並びに特別活動及びその授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の計は、各教科・科目の単位数並びに総合的な探究の時間の単位数を含めて74単位以上とする。

単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程においては、第2款に定めるところによるものとする。

（2）各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の2倍まで増加して配当することができる。他方、全ての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）以外で標準単位数を示している科目については、以下の①又は②の場合において、標準単位数の3分の2を下らない範囲で単位を減ずることができる。

- ① 生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該各教科・科目の

目標の実現が可能であると判断される場合

② 原則的には各教科・科目の標準単位数によって授業を行うことが望ましいが、教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることも可能である旨が規定されており、生徒の特性や学校の実態等に応じてやむを得ない場合

ただし、「数学B」及び「数学C」については、生徒の特性や学校の実態、単位数等に応じてやむを得ない場合には、教科・科目の特質により内容を適宜選択し1単位とすることができる。

なお、必履修教科・科目の単位を減ずることについては、2(1)アを参照のこと。

【各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数】

○は必履修教科・科目

教科等	科目	標準単位数	教科等	科目	標準単位数	
国語	現代の国語 言語文化 論理国語 文学国語 国語表現 古文探求	2○ 2○ 4 4 4 4	芸術	音楽 音楽 音楽 美術 美術 美術 工芸 工芸 工芸 書道 書道 書道	I II III I II III I II III I II III	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
地理歴史	地理総合 地理探求 歴史総合 日本史探求 世界史探求	2○ 3 2○ 3 3				
公民	公 民 倫 理 政 治 ・ 經 濟	共 2 2 2				
数学	数学I 数学II 数学III 数学A 数学B 数学C	3○ 4 3 2 2 2	外国語	英語コミュニケーションI 英語コミュニケーションII 英語コミュニケーションIII 論理・表現I 論理・表現II 論理・表現III	3○ 4 4 2 2 2	
理科	科学と人間生活 物理基礎 物化基礎 生物基礎 生物基礎 地学基礎 地学基礎	2 2 4 2 4 2 4	家庭	家庭基礎 家庭総合	2 4	
	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目		情報	情報I 情報II	2○ 2	
			理数	理数探究基礎 理数探究	1 2~5	
保健体育	体育保育	7~8○ 2○	総合的な探究の時間		3~6○	

(3) 主として専門学科において開設される各教科・科目及び標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

各学校において、主として専門学科において開設される各教科・科目を開設する際は、下記の標準単位数を必ず守る必要がある。例えば、標準単位数が「2～6」であれば、各学校において開設する際は、最低2単位、最高6単位まで配当することができる。

【主として専門学科において開設される各教科・科目及び標準単位数】

科	科目	標準単位数	科目	標準単位数
農業	農業と環境	2～6	食品化学	2～8
	課題研究	2～6	食品微生物	2～6
	総合実習	3～12	食品流通	2～6
	農業と情報	2～6	森林科学	2～8
	作物	2～8	森林經營	2～8
	野菜	2～8	林产物利用	2～8
	果樹	2～8	農業土木設計	2～8
	花草	2～8	農業土木施工	2～6
	畜産	2～10	水循環	2～6
	栽培と環境	2～6	造園計画	2～8
	飼育と環境	2～6	造園施工管理	2～6
	農業経営	2～6	造園植栽	2～6
	農業機械	2～6	測量	2～8
工業	植物バイオテクノロジー	2～6	生物活用	2～6
	食品製造	2～8	地域資源活用	2～8
	工業技術基礎	2～6	建築構造設計	2～8
	課題研究	2～6	建築施工	2～5
	実習	4～15	建築法規	2～4
	製図	2～16	設備計画	2～6
	工業情報数理	2～6	空気調和設備	2～8
	工業材料技術	2～6	衛生・防災設備	2～8
	工業技術英語	2～6	測量	2～6
	工業管理技術	2～10	土木基盤力学	2～8
	工業環境技術	2～6	土木構造設計	2～8
	機械工作	2～8	土木施工	2～6
	機械設計	2～8	社会基盤工学	2～4
	原動機	2～4	工業化学	2～10
	電子機械	2～6	化学工学	2～6
	生産技術	2～8	地球環境化学	2～8
	自動車工学	2～8	材料製造技術	2～6

科	科 目	標準単位数	科 目	標準単位数
工業	自動車整備	2~8	材料工学	2~6
	船舶工学	2~6	材料加工	2~6
	電気回路	2~8	セラミック化学	2~6
	電気機器	2~4	セラミック技術	2~6
	電力技術	2~6	セラミック工業	2~6
	電子技術	2~6	繊維製品	2~6
	電子回路	2~6	繊維・染色技術	2~8
	電子計測制御	2~6	染織デザイン	2~6
	通信技術	2~6	インテリア計画	2~6
	プログラミング技術	2~6	インテリア装備	2~6
	ハードウェア技術	2~10	インテリアエレメント生産	2~6
	ソフトウェア技術	2~6	デザイン実践	2~6
	コンピュータシステム技術	2~8	デザイン材料	2~4
	建築構造	2~6	デザイン史	2~4
	建築計画	2~8		
商業	ビジネス基礎	2~4	簿記	2~4
	課題研究	2~4	財務会計I	2~4
	総合実践	2~4	財務会計II	2~4
	ビジネス・コミュニケーション	2~4	原価計算	2~4
	マーケティング	2~4	管理会計	2~4
	商品開発と流通	2~4	情報処理	2~4
	観光ビジネス	2~4	ソフトウェア活用	2~4
	ビジネス・マネジメント	2~4	プログラミング	2~4
	グローバル経済	2~4	ネットワーク活用	2~4
	ビジネス法規	2~4	ネットワーク管理	2~4
水産	水産海洋基礎	2~4	移動体通信工学	2~6
	課題研究	2~6	海洋通信技術	2~6
	総合実習	2~12	資源増殖	2~10
	海洋情報技術	2~6	海洋生物	2~10
	水産海洋科学	2~4	海洋環境	2~8
	漁業	2~8	小型船舶	2~6
	航海計器	2~10	食品製造	2~10
	船舶運用	2~10	食品管理	2~10
	船用機関	2~10	水産流通	2~6
	機械設計工作	2~6	ダイビング	2~4
家庭	電気理論	2~6	マリンスポーツ	2~4
	生活産業基礎	2~4	ファッショングデザイン	6~14
	課題研究	2~6	服飾手芸	2~4
	生活産業情報	2~4	フードデザイン	2~10

科	科	標準単位数	科	標準単位数
家庭	消費生活	2~6	食文化	1~2
	保育基礎	2~6	調理	2~14
	保育実践	2~8	栄養	2~4
	生活と福祉	2~6	食品品	2~4
	住生活デザイン	2~8	食品衛生	2~6
	服飾文化	2~4	公衆衛生	2~4
	ファッショント造形基礎	2~6	総合調理実習	2~4
看護	ファッショント造形	2~10		
	基礎看護	8~11	母性看護	2~4
	人体の構造と機能	3~7	精神看護	2~4
	疾病の成り立ちと回復の促進	4~8	在宅看護	2~4
	健康支援と社会保障制度	2~7	看護の統合と実践	2~4
	成人看護	2~6	看護臨地実習	10~21
	老年看護	2~4	看護情報	2~4
情報	小児看護	2~4		
	情報産業と社会	2~4	ネットワークシステム	2~4
	課題研究	2~4	データベース	2~6
	情報の表現と管理	2~4	情報デザイン	2~6
	情報テクノロジー	2~4	コンテンツの制作と発信	2~6
	情報セキュリティ	2~6	メディアとサービス	2~4
福祉	情報システムのプログラミング	2~6	情報実習	4~8
	社会福祉基礎	2~6	介護総合演習	2~6
	介護福祉基礎	2~6	介護実習	2~16
	コミュニケーション技術	2~4	こころとからだの理解	2~8
	生活支援技術	2~12	福祉情報	2~4
理数	介護過程	2~6		
	理 数 学 I	5~8	理 数 化 学	3~12
	理 数 学 II	8~14	理 数 生 物	3~12
	理 数 学 特論	3~6	理 数 地 学	3~12
体育	理 数 物 理	3~12		
	ス ポ ー ツ 概 論	2~6	ス ポ ー ツ IV	2~15
	ス ポ ー ツ I	2~15	ス ポ ー ツ V	2~6
	ス ポ ー ツ II	2~15	ス ポ ー ツ VI	2~6
音楽	ス ポ ー ツ III	2~15	ス ポ ー ツ 総 合 演 習	2~6
	音 楽 理 論	3~6	声 楽	3~15
	音 楽 史	2~6	器 楽	3~15
	演 奏 研 究	2~6	作 曲	3~9
美術	ソルフェージュ	3~12	鑑 賞 研 究	2~6
	美 術 概 論	2~6	彫 刻	3~12
	美 術 史	2~6	ビジュアルデザイン	2~8

科	目	標準単位数	科	目	標準単位数
美術	鑑賞研究	2~6	グラフトデザイン		2~8
	素描	3~12	情報メディアデザイン		2~8
	構成	2~6	映像表現		2~8
	絵画	3~12	環境造形		2~6
	版画	2~6			
英語	総合英語 I	3~6	ディベート・ディスカッションII		2~4
	総合英語 II	4~8	エッセイライティング I		2~4
	総合英語 III	4~8	エッセイライティング II		2~4
	ディベート・ディスカッションI	2~4			

(4) 学校設定科目

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、(2)及び(3)の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

(5) 学校設定教科

ア 学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、(2)及び(3)の表に掲げる教科以外の教科（以下「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

イ 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験活動等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。

⑦ 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成

① 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察

② 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

※ 新しく学校設定教科、学校設定科目を設置したり、内容等を変更したりする場合は、事前に県教育委員会に相談し、別に定める様式により県教育委員会に届け出る必要がある。また、内容等に変更がなく、次年度以降も引き続き開設する場合も、年度ごとに別に定める様式により県教育委員会に届け出る必要がある。

なお、教材として一般図書を使用する場合は、教材使用承認願により申請を必要とする。

2 各教科・科目の履修等

(1) 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間

ア 各学校は、教育課程の編成に当たって、各学科に共通する必履修教科・科目及び全ての生徒に履修させる総合的な探究の時間の単位数について、次の表に掲げる標準単位数を踏まえ、適切に定めるものとする。

なお、必履修教科・科目（体育及び標準単位数が2単位であるものを除く。）については、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の3分の2を下らない範囲で単位を減ずることができる。ただし、履修分野の全てを扱うなど、教科及び科目の目標を実現できる範囲で行うものとする。

総合的な探究の時間については、3～6単位の範囲内とする。なお、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができます。

※ 必履修教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数を減じる場合は、事前に県教育委員会に相談し、承認願、年間計画及び教育課程表を提出するなど、申請を必要とする。

【各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間】

教科等	科 目	標 準 単位数	備 考
国 語	現 代 の 国 語 言 語 文 化	2 2	
地理歴史	地 理 総 合 歴 史 総 合	2 2	
公 民	公 共	2	
数 学	数 学 I	3	
理 科	科 学 と 人 間 生 活 物 理 基 础 化 学 基 础 生 物 基 础 地 学 基 础	2 2 2 2 2	「科学と人間生活」を含む2科目 又は 基礎を付した科目を3科目
保健体育	体 育 保 健	7～8 2	
芸 術	音 楽 美 術 工 芸 書 道	I I I I	2 2 2 2
			1科目
外 国 語	英 語 コ ミ ュ ニ ケ シ ョ ン I	3	
家 庭	家 庭 基 础 家 庭 総 合	2 4	1科目
情 報	情 報 I	2	
総合的な探究の時間		3～6	

イ 総合的な探究の時間について

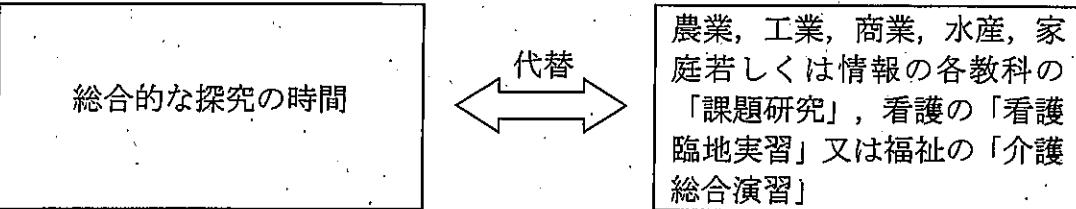
学 科	履修について	備 考
普通科	全ての生徒に卒業までに3～6単位を履修させるものとする。	各学科に共通する教科「理数」における「理数探究基礎」又は「理数探究」との代替が可能。※3, 4
専門学科	ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。 ※1	職業教育を主とする専門学科については「課題研究等」との代替が可能。※3, 4
総合学科		生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を行うこと。

- ※1・各教科・科目（学校設定教科・科目を含む。）において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことにより、総合的な探究の時間の単位数を2単位としても総合的な探究の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な探究の時間の単位数を3単位履修させることができることが困難であるなど、特に必要とされる場合。
 - ・単位数を2単位に減ずる場合は、その理由について、外部への説明責任が果たせるよう、教職員の共通理解を図るとともに、減ずることと比較して同じ程度の成果が期待できる学習活動が十分に行われることについて、各教科・科目の指導計画において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、課題の解決や探究活動を行うなどを明示するとともに、総合的な探究の時間の全体計画においても具体的に示すことなどが求められる。
- ※2・代替ができるのは、「理数探究基礎」又は「理数探究」により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合。
 - ・「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。
- ※3・代替ができるのは、当該教科・科目等の履修と同様の成果が期待できる場合。
 - ・「課題研究等」とは、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」をいい、これらの履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。
- ※4 職業教育を主とする専門学科における総合的な探究の時間の特例

職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、「課題研究等」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができる。また、「課題研究等」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「課題研究等」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

ただし、総合的な探究の時間の履修によって、「課題研究等」の科目の履修に替えた場合には、「課題研究等」の科目の履修そのものは行っていないこと

から、この場合の総合的な探究の時間の単位数を専門学科における専門教科・科目の必履修単位数に含めることはできないことに十分に留意する必要がある。



ウ 外国の高等学校に留学した生徒について

外国の高等学校に留学していた生徒について、外国の高等学校における履修により、必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修と同様の成果が認められる場合においては、外国の高等学校における履修をもって相当する必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

なお、ここで言う留学とは、いったん日本の高等学校に入学した生徒が、校長の許可を受けて留学すること（学校教育法施行規則第93条第1項）を意味し、もともと外国の高等学校に在籍していた生徒が、日本の高等学校に編入する場合は含まない。

(2) 専門学科及び総合学科における各教科・科目の履修

専門学科及び総合学科における各教科・科目の履修については、(1)のほか次のとおりとする。

専門学科	<p>① 専門教科・科目の最低必修単位数 専門教科・科目は25単位以上を履修させること。</p> <p>② 専門教科・科目以外の教科・科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置 - 商業に関する学科においては、外国語に属する科目を5単位まで含めることができる。 - 商業に関する学科以外の専門学科においては、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合、その専門教科・科目以外の科目を専門教科・科目の履修として5単位まで含めることができる。</p> <p>③ 専門教科・科目による必履修科目的代替 専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもつて、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。</p>
	<p>① 「産業社会と人間」の取扱い 「産業社会と人間」を原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は2~4単位とすること。</p> <p>② 総合学科における教育課程の編成 (i) 学年による教育課程の区分を設けない課程（単位制による課程）とすることを原則とする。 (ii) 「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上を開設すること。その際、生徒の主体的な選択を重視する観点から、 - 総合選択科目群を複数開設すること。 - 自由選択科目を開設すること。</p>

第2款 通信制の課程における教育課程の特例

通信制の課程における教育課程については、第1款に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準

各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ。）数の標準は、1単位につき次の表のとおりとする。

各教科・科目	添削指導（回）	面接指導（単位時間）
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

2 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校が適切に定めるものとする。

3 理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数等

理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。

4 面接指導の授業の1単位時間

各学校における面接指導の1回あたりの時間は、各学校において、1から3までの標準を踏まえ、各教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態並びに各教科・科目及び総合的な探究の時間の特質を考慮して適切に定めるものとする。

5 ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除

学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について体系的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合で、生徒がこれらの方針により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数（以下「面接指導等時間数」という。）のうち、10分の6以内の時間数を免除することができる。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用するこにより、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。た

だし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。なお、生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることができないよう十分配慮しなければならない。

6 特別活動の指導時間数

特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとすることができる。

第3款 専攻科における教育課程の基準

1 熊本県立球磨工業高等学校伝統建築専攻科について

(1) 教育目標

高等学校における基礎教育を基に、さらなる専門的な知識の習得と技術・技能の向上を図ることを目標とする。併せて、高度な公的職業資格を習得することによって実践的な職業人の育成を図る。

(2) 各科目及び標準単位数

教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる工業の各科目及び標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

なお、次の表に掲げる各科目を開設する際は、標準単位数を必ず守る必要がある。例えば、標準単位数が「2～6」であれば、開設する際は、最低2単位、最高6単位まで配当することができる。

【各科目及び標準単位数】

教科	科目	標準単位数
工業	木 工 作 基 础	2～6
	課 題 研 究	2～18
	絵 様 彫 刻	2～6
	日 本 建 築 計 画	2～10
	日 本 建 築 実 習	2～12
	日 本 建 築 設 計 製 図	2～8
	文 化 財 建 造 物 実 習	2～12